

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第3条に基づき、神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 保険給付に関すること。
- (2) 保険料に関すること。
- (3) 一部負担金に関すること。
- (4) 前各号のほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項。

(委員の委嘱及び辞任)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員を辞職しようとするときは、市長に申し出なければならない。

(会長)

第4条 協議会に、会長1人をおき、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、必要のつど会長が招集する。

(協議会の議事)

第6条 協議会の議長は、会長があたる。

- 2 会議は、委員定数の2分の1以上が出席し、条例第2条第1号から第3号までに規定する委員がそれぞれ1人以上出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(専門部会)

第8条 協議会は、専門事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 専門部会に、部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから、当該専門部会に属する委員が選挙する。

4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会長は、調査審議の経過及び結果を、協議会に報告するものとする。

(報告)

第9条 会長は、協議会終了後すみやかに審議の結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉局において処理する。

(運営その他必要な事項)

第11条 この規則に定めるもののほか、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、条例施行の日から施行する。

附 則 (昭和42年1月1日規則第57号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日規則第6号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月29日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第45号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第101号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。